

鳥取県営鳥取空港特定運営事業等実施方針の概要

平成 29 年 12 月 28 日
鳥 取 県

鳥取砂丘コナン空港の運営において、コンセッション方式を導入するに際しては、PFI法第5条第1項、第2項、第17条及び民活空港運営法第11条の規定に基づき、「実施方針」を策定することとなっており、PFI法第5条第3項に基づき公表するものです。

実施方針は、民間事業者の選定を行おうとするとき、事業予定者からの申請に必要となる事項等を定めるものです。

1 事業の概要

(1)目的

鳥取空港の「空の駅」を推進するため、空港の管理運営を公共施設等運営権制度に基づく民間による空港経営に転換し、一体的かつ機動的な経営により、空港管理の効率化、空港の利用促進、空港を拠点とした賑わいの創出を実現する。

(2)対象施設

- ・空港基本施設等（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、場周道路、場周柵、ゲート、消防車庫、電源局舎等）、空港航空保安施設等（航空灯火、灯火整備棟等）、国際会館、除雪車庫、駐車場等、空港用地

(3)事業期間

- ・平成 30 年 7 月～平成 36 年 3 月（5 年 9 ヶ月）

(4)事業方式

- ・県はPFI法第7条に基づき特定事業を選定し、当該事業を実施する民間事業者を選定
- ・県はPFI法第19条第4項に定める運営権設定に係る県議会の議決を得た上で、選定事業者運営権を設定し、実施契約を締結

(5)事業範囲

<特定運営事業>

◎空港運営等事業

- 空港基本施設等運営等業務（空港供用管理規程、保安管理規程の策定及び国への届出、着陸料の設定・收受、施設運用、障害物監視、警備、航空機事故等の危機管理対策、消防、救難、鳥獣駆除、除雪、リモート対応、ノータム発出、空港運営施設等の運営、維持管理など）
- 空港航空保安施設等運営等業務（航空灯火、航空障害灯及び付帯施設の運用、維持管理など）
- 国際会館運営等業務（料金設定及び收受、警備、維持管理、コナン装飾の管理など）
- 駐車場施設等運営等業務（料金設定及び收受、警備、交通誘導、維持管理、除雪など）
- 空港用地運営等業務（空港用地貸付（有償、無償）、空港用地の維持管理）

◎環境対策事業

- 航空機騒音に係る測定業務への協力
- 滑走路利用割合に関する地元調整への協力（データ収集、取り纏め等）

◎附帯事業

- ハイジャック等防止対策（航空輸送事業者が行う保安対策業務等に係る費用の2分の1負担）
- 協議会等への参画（鳥取空港の利用を促進する懇話会への参加、空港の就航促進・利用促進、空の駅に関する協議会への積極的な参画）
- 運営権者が提案する事業・業務（空港の就航促進・利用促進、空の駅に関する事業）

<任意事業>

- 特定運営事業の円滑な実施及び空港機能を阻害しない等の範囲で任意で行う事業

(6)国、県が実施する事業・業務

◎国が実施する業務

- ・飛行場対空援助業務、気象観測業務、税関、出入国管理及び検疫に関する業務

◎県が実施する業務

- ・空港施設等の更新、拡張及び大規模修繕
- ・危機管理に関する業務（県防災計画、広域医療搬送拠点に基づく危機管理）
- ・就航促進・利用促進等事業・空の駅事業（観光交流、航空運送事業者に対する支援、関係団体が行う事業への支援、アクセスの確保、ツインポート・空の駅、コナン装飾など）

- ・環境対策事業等（生活環境及び自然環境に関する調査、着陸対策事業）
- ・空港周囲部管理事業（空港周囲部の土地及び施設の維持管理並びに自然環境の保全）

(7)施設の利用に係る料金の収受と費用負担

- ・運営権者は、着陸料等について、設定、収受し、自らの収入とすることができる
- ・運営権者は、本事業の実施に要する費用を負担する
- ・県は、予算の範囲内で運営交付金として支援する

(8)要求水準

- ・県は、運営権者によって本空港の適切な運営等が実施されること、安全な航空輸送に資する運営等を行うことが確保されること及び、事業継続が確保されることを目的として要求水準を別に定める

(9)更新投資等

- ・空港基本施設等の更新投資（更新、拡張）は県が実施し、50万円以上の修繕は、運営交付金の範囲で計画的に運営権者が実施（運営交付金を超える大規模修繕は県が実施）
- ・50万円未満の小規模修繕は、運営権者が実施
- ・コンセッションに国庫補助事業導入のための対応として、国の補助事業の対象となる更新投資（更新、拡張）について一部費用負担の提案を求める

(10)計画及び報告

- ・運営権者は、事業期間にわたる全体計画及び単年度計画を県に提出し、県の承認を得る
- ・運営権者は、単年度計画の実施状況を県に報告

(11)県から運営権者への職員の派遣

- ・運営権者は、本事業の実施のため、県職員の派遣を求めることができるものとし、県と運営権者との協議により決定する

(12)運営権対価

- ・運営権者は、県に対し運営権の対価を提案することができる

(13)リスク分担の基本的な考え方

- ・本事業のリスクは、運営権者が原則負担（著しい航空需要の変動による着陸料収入、不可抗力による損害、事業開始日以降1年以内に発見された隠れた瑕疵、法令、条例等の変更による影響、緊急事態等を除く）
- ・運営権者は県が定める基準以上の保険に加入

(14)運営権者の責任の履行確保に関する事項

- ・運営権者が実施契約等に定められた業務を適切かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに財務状況を把握するため、実施契約及びモニタリング計画に定めるところにより、運営権者の自己点検等（セルフモニタリング）に加え、県による本事業の実施状況の確認等（モニタリング）を行う
- ・県が直接実施するものに加え、第三者による評価委員会を県が設置し、実施状況を評価
- ・関係法令に基づく国の検査、報告徴収

(15)運営権者の権利義務等に関する制限及び手続き

- ・運営権者が運営権の譲渡を行う場合は県の事前許可が必要

(16)事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

- ・運営権者は、県事由により義務の履行が不能になった場合等には契約解除が可能
- ・県事由による契約解除の場合、県は、運営権を取り消すと同時に、運営権者の損失を補償
- ・県は、運営権者が義務を履行しない場合、是正の勧告・命令を行い、従わない場合には契約解除が可能
- ・運営権者事由による契約解除の場合、県は運営権を取り消し運営権者は県に違約金を支払う
- ・県は、不可抗力により本事業の再開が不可能となった場合には契約解除が可能
- ・契約解除の場合、運営権者は、県又は県が指定する第三者に適切な引継業務を実施

2 民間事業者の選定

○民間事業者の指名指定

鳥取空港ビル株式会社による一体運営を行う

○選定方法

- ・県は、民間事業者から提出された計画等が条例に基づく選定基準を満たしているか公正かつ客観的妥当性を担保するため、第三者機関である審査委員会を開催し、その意見を踏まえ、選定事業者として選定を行う
- ・その後、県は選定事業者へ公共施設等運営権の設定について、議会の議決を得た上で、実施契約を締結する

3 今後のスケジュール

○特定事業の選定（H29.12）→運営権設定に係る議決（H30.3頃）→運営権の設定（事業者の決定）（H30.3頃）→実施契約締結（H30.4頃）→業務引継、各種手続き → 事業の実施（H30.7）